

多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会（第18回）

令和3年12月23日

○消費者庁（吉田） おはようございます。

それでは、少し定刻より早いですが、皆様おそろいでございますので、第18回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」を開催いたします。

本日は、年末近い中、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

本懇談会の事務局を務めております、消費者庁消費者政策課長の吉田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の懇談会、新型コロナウイルス感染症対策の観点からリモートで開催しております。

まず初めに、リモート開催に当たっての留意事項を御説明いたします。

カメラは常時オンにさせていただきますとともに、御発言されない間は、マイクをミュートに設定していただくようお願いいたします。また、御発言はミュートを解除してからお願いいたします。

意見交換の際に御発言を希望されます場合は、オンライン会議システムのチャット上にて、全員宛にお名前を御入力ください。御発言順は、山本座長の進行に従っていただき、お名前を名乗っていただいた上で、お願いいたします。

それでは、以降の進行を山本座長にお願いいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○山本座長 皆さん、こんにちは。

それでは、開会に当たりまして、赤池副大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。赤池副大臣、よろしくお願いたします。

○赤池内閣府副大臣 ただいま御紹介いただきました、消費者庁担当の内閣府副大臣の赤池誠章と申します。

山本座長さんをはじめ、構成員の皆様方におかれましては、御多用のところ御出席をいただき、誠にありがとうございます。

「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」の18回会合の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

多重債務問題につきましては、その深刻化した状況を踏まえ、平成18年に多重債務者対策本部が設置されまして、貸し手対策としての改正貸金業法と、借り手対策としての多重債務問題改善プログラムに従いつつ、本懇談会において構成員の皆様方から御指導をいただきながら、関係省庁が連携して対応してまいりました。

その結果、200万人超と言われた多重債務者は減少し、近年では10万人を切っており、多重債務に陥る方の数が増加する状況にはございません。これは構成員の皆様方をはじめ、関係各位の皆様方の御尽力の成果であると感謝する次第でございます。

目下の状況としましては、コロナ禍が長期化する中で、国民への経済的な影響を最小限

とするよう、政府として各種支援策を講じてきたところではありますが、それでもなお、生活に困窮した方が、多重債務に陥るリスクが存在するものと考えられます。

引き続き、関係省庁や関係者の皆様と連携し、状況を慎重に見極めて、しっかり取り組む必要があります。

そこで、本日は関係省庁から、コロナ禍での多重債務問題の現況や、ヤミ金融への対応状況について、さらに、来年4月から始まります、成年年齢引下げを踏まえた各種対応状況について御報告いたします。

来年4月、先ほど申し上げましたとおり、成年年齢が引き下げられます。18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなることも踏まえ、多重債務に陥るきっかけとなるおそれもある若者のもうけ話等に関する消費者被害の防止を徹底する必要がある、引き続き、消費者教育の充実や、情報発信の強化等により、若年者の消費者被害の防止に取り組んでまいります。

最後になりますが、多重債務問題をめぐる状況に対応した取組を今後も進めていくことができるよう、構成員の皆様方からの、引き続き御協力と、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本座長 赤池副大臣、ありがとうございました。

なお、赤池副大臣は、他の公務のため、ここで御退席になられます。ありがとうございました。

(赤池内閣府副大臣 退室)

○消費者庁（吉田） ありがとうございました。

それでは、山本座長、引き続きの進行をどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本座長 では、議事に入ります前に、事務局から構成員の出欠と配付資料について御説明をお願いいたします。

○消費者庁（吉田） ありがとうございます。

構成員の御出欠状況でございますが、本日は、11名の構成員の皆様全員に御出席をいただいております。

次に、本日の資料につきましては、構成員の皆様方には、あらかじめメールにて送付させていただきます。

資料1から資料3の関係省庁説明資料、さらに、5名の構成員の皆様からの資料をお送りさせていただきます。

不具合等ございましたら、チャット上で事務局へお申しつけください。

なお、資料の御説明や御質問の際には、資料1の1ページというような形で、資料のどのページについての御発言かが分かるよう、御配慮をいただければ幸いです。

事務局からは、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に沿って、議事を順次進行させていただきます。

本日の大まかな流れですけれども、この後、議事次第の3、多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向等について、関係省庁から御報告をいただきます。

続いて、議事次第の4、意見交換におきまして、今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、村上構成員の順に、御提出をいただいた資料に沿って御報告をいただきたいと思っております。

その後、関係省庁からの報告、構成員からの御報告に対する質疑応答も含めまして、意見交換の時間を設けたいと思っております。

全体で12時までの1時間半程度を予定しておりますので、皆様の御協力をよろしく願います。

それでは、これより、議事次第の3「多重債務者対策をめぐる現状施策の動向等について」に入ります。

まず、資料1「多重債務者対策をめぐる現状及び施策の動向」について、金融庁及び消費者庁から御報告をお願いいたします。

○金融庁（満永） 金融庁の信用制度参事官室の満永でございます。

資料1につきまして、1ページ目から3ページ目まで御説明いたします。

1ページ目は、例年御報告しております貸金業者からの無担保無保証借入残高がある人数と、その1人当たりの残高の推移でございます。

オレンジ色の棒グラフは、3件以上の借入れがある人数を示しておりますが、一番右の棒グラフ、直近の9月末時点では115万人となっており、昨年度末、114万人から若干増加している状況でございます。

折れ線グラフは、1人当たりの借入残高でございますが、直近では54万1000円となっておりまして、昨年度末の53万9000円から若干増加しております。

グラフ全体でこれらの推移を見ますと、近年は、ほぼ横ばいで推移している状況でございますが、これらの動向は今後もしっかり見ていく必要があると考えております。

続きまして、2ページ目は、1ページ目の関連として、月別で人数と1人当たり残高の推移を示しております。

特に棒グラフの青色の部分は、5件以上の借入れがある人数を示しておりますが、直近は9.4万人で、前月の9.3万人から若干増加している状況でございます。

約2年間の推移を見ますと、これもほぼ横ばいの状況でございますが、この動向につきましても、しっかり見ていく必要があると考えております。

続きまして、3ページ目は、多重債務相談窓口に関する金融庁及び財務局の取組でございます。

上段は、多重債務相談窓口の周知の取組として、例年9月から12月末までは、多重債務

相談キャンペーンを実施しておりますが、このタイミングに合わせて、ポスターの掲示やLINE、Twitterなどを通じまして周知・広報を行っているところでございます。

下段は、財務局相談窓口における相談員の方々のスキルアップとして、日本貸金業協会様の御協力をいただきまして、実際の相談対応を模したロールプレイングの研修や情報交換会を行いまして、相談対応の質的向上に取り組んでいるところでございます。

3ページ目までの説明は、以上でございます。

○消費者庁（恵崎） 続いて、消費者庁から御報告いたします。

4ページ、5ページは、多重債務に関する消費生活相談の概況です。

4ページを年度別に見ますと、多重債務に関する消費生活相談は、右肩下がりの傾向にございます。

続いて5ページでございます。

こちらは、最近の状況を月別に見たものです。コロナ禍以前は、月当たりおよそ2,000件の相談があったところ、コロナ禍では月当たり1,500件から2,000件程度の相談が寄せられています。

コロナ禍において、多重債務に関する相談が以前より減少しているのは、前回懇談会で示されたように、ほかの相談窓口と同様の傾向となっております。

直近の相談内容を見ますと、従来から抱える多重債務に関する債務整理や自己破産についての相談が見られるほか、コロナの影響を訴える相談も、引き続き一定程度見られる状況です。

5ページまでは、以上です。

○金融庁（多賀） 続きまして、項番の3番の様々な形態の取引への対応について、金融庁より説明をさせていただきます。多賀と申します。よろしくお願ひいたします。

6ページを御覧ください。

こちらでは、SNS個人間融資・給与ファクタリング・後払い現金化に関する一般的な注意喚起について記載しております。

これらは、ヤミ金融である、又はそのおそれがあるということを知っていないと、目先のお金欲しさについて手を出してしまうこともあるかと思っておりますので、まず、ヤミ金融である、又はそのおそれがあるものだということを知ってもらうことが重要だと考えております。

本年8月には、左の下にありますように、政府広報ラジオを通じて、全国的な注意喚起を行いました。私が出演しまして、SNS個人間融資や後払い現金化は、ヤミ金融のおそれがあること、これらを利用することにより、生活が破綻してしまう危険性があることなどを、なるべく多くの方に御理解いただけるよう意識しながら話をしてきました。

また、同じく、本年8月ですが、Instagramの金融庁公式アカウントを開設いたしまして、SNS個人間融資の注意喚起などの情報を発信しております。

右下には、金融庁広報誌を載せております。金融庁では、毎月『アクセスFSA』という広

報誌を発刊しており、その10月号に、ヤミ金融に関する注意喚起の記事を掲載いたしました。こちらは、金融庁のウェブサイトにも掲載されております。

なお、最近の報道では、後払い現金化に類似するものとして、先払いの商品取引を装って貸付けを行う業者が出てきたとも指摘されております。後々高額な支払いをすることになるにもかかわらず、目先の現金欲しさに、ヤミ金融のおそれがある業者に手を出すことは、その人の経済状況を悪化させるだけですので、商品取引の形態が、後払いか、先払いかにかかわらず、「今すぐ」、「手軽に」、「即日現金化」などの甘い言葉には、十分気をつけるよう、引き続き、積極的に注意喚起をしてまいりたいと考えております。

次に7ページを御覧ください。

こちらのページには、SNS個人間融資に関する悪質な書き込みへの対策について記載しております。

SNSにおいて、個人間融資の勧誘を行っている悪質な書き込みに対して、金融庁公式アカウントから、このページの下にありますような内容を直接返信することで、個別にも注意喚起するものでございます。

これまでも、この懇談会の場で御紹介している取組ですが、本年8月には、これまで実施してきたTwitterに加えて、Instagramにおいても直接返信を始めました。

このページの一番下に実施状況をまとめております。これまでに累計500件を超える数の直接返信を実施しておりまして、注意喚起対象のアカウント情報については、捜査当局へ提供するとともに、運営会社にも知らせております。

これらの取組の結果、7割以上のアカウントが削除、凍結されるなどの効果が見られているところです。今後も積極的に注意喚起の取組を行ってまいります。

以上です。

○消費者庁(恵崎) 続いて8ページから、成年年齢引下げを踏まえた対応についてです。

冒頭、赤池副大臣からもございましたとおり、来年4月1日から成年年齢が引き下げられ、18歳、19歳が未成年者取消権を行使できなくなることから、18歳、19歳をはじめとした若年者の消費者被害の防止は重要な課題であると認識しております。

消費者庁としましては、関係省庁と連携し、消費者教育の充実や、厳正な法施行等に取り組んできたところです。

8ページに記載してございますのは、残り約1年となった今年3月に開始いたしました、「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンに関する資料です。金融庁を含む関係省庁と連携し、関係機関、団体等に働きかけて重層的な取組を進めてきております。

続いて9ページをお願いします。

こちらは、消費者庁が実施している若年者向けの情報発信についてです。

真ん中のポスターの下部に記載しておりますように、若年者に多い消費生活相談は、美容、もうけ話に関するものです。特にもうけ話は、多重債務に陥るきっかけとなることも懸念されることから、若年者に必要な情報をお届けすべく、資料左にございますLINE、こ

ちらは本年8月に開始をしております、また、Twitter、こちらも本年3月に開始をしております、これらを活用しております。また、資料右にございます啓発動画を作成したり、あるいは、この動画を参考としたオリジナル動画の投稿を募るイベント、ポスターデザインのコンテストなど、若年者に参加してもらい、興味・関心を持ってもらうための取組なども展開しているところです。

成年年齢引下げまで残り3か月となることから、関係省庁と連携して、さらなる情報発信の強化に取り組んでいく予定です。

9ページまでは、以上です。

○金融庁（多賀） 改めまして、金融庁の貸金業室の多賀でございます。10ページを御覧ください。

項目5番目の成年年齢引下げを踏まえた金融機関等への対応のうち、貸金業界の取組について御説明申し上げます。

成年年齢引下げに伴い、貸金業者の貸付けにより、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、特に配慮することが重要だと考えております。

そのための取組につきまして、このページの上段にありますように、金融行政方針にも記載しております。

2つの柱がありまして、1つ目は、貸金業者における貸金業法の規定の遵守状況を確認することです。貸金業法には、いわゆる総量規制として、年収の3分の1を超える貸付けが禁止されているとともに、返済能力調査を行い、顧客の返済能力を超えた貸付けは禁止されております。まずは、若年者への貸付けに当たり、これらの諸規定が、より確実に徹底されることが重要だと考えております。

また、2つ目は、若年者への貸付けに係る貸金業者による自主的な取組を把握・推進することです。日本貸金業協会のアンケート調査により、様々な貸金業者による取組が把握されております。

例えば、若年者への貸付けについては、利用限度を通常より低く設定するなどがあります。これらの自主的な取組事例について、日本貸金業協会による横展開が図られてきました。

今後は、来年4月に向けて、新成人が過大な借入れによる多重債務とならないよう、各社においてしっかり準備していただくことが重要であると考えており、このような観点で、業界に対応を促しております。

必要な準備としては、規程類の改正、システムの改修、研修の実施など、様々なものがありますので、適切にモニタリングをしていきたいと考えております。

また、少し話は変わりますが、18歳、19歳を対象とした、ヤミ金融の注意喚起も行っております。18歳、19歳の方が成人となることで、様々な社会活動を行っていくことになると思いますが、絶対に手を出してはいけない分野もあり、ヤミ金融がその1つだと考えております。違法な高金利や過酷な取り立てにより生活が破綻する危険があることや、最近

のヤミ金融の特徴などについて、積極的に情報発信したいと考えております。

例えば、若者相手ということですので、資料の左下にありますように、SNSを活用した情報発信を行っております。

また、右下にありますように、先ほどもお話しさせていただきました『アクセスFSA』という広報誌の記事にも、特に18歳、19歳の方に注意を促す記事を掲載しております。

このような注意喚起について、令和4年4月が目前に迫ってきましたので、日本貸金業協会とも連携しながら、より積極的に行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○金融庁（山下） 金融庁の銀行第一課長でございます。資料の11ページ以降について説明をさせていただきます。銀行カードローンの関係でございます。

11ページは、成年年齢引下げの対応に関して、実態を把握するために、18歳、19歳の若年層向けの銀行カードローンの提供予定について、11月時点での各行の状況をアンケート調査したものでございます。

結果は、お示しのとおりで、20歳未満の方に提供予定と回答した銀行は、2行でございます。

若年層の顧客が過大な債務を負うことのないように、提供予定としている金融機関については、今後、継続的にしっかりとモニタリングを実施してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の12ページでございます。

12ページは、毎回お示しをしているものですが、銀行カードローンの残高の推移を貸金業の消費者向けの貸付残高の推移と重ねたものでございます。

この赤い線の方が銀行カードローンの残高ですが、本年6月の懇談会でお示ししたデータについて更新をしております。御覧のとおり、2017年度末の5.8兆円をピークに、貸出残高の減少傾向が続いているという状況でございます。

続きまして、13ページを御覧いただければと思います。

こちらは、カードローンの保証を行っております貸金業者が、いわゆる代位弁済によって取得した求償権残高の推移を掲載しているものです。こちらについても継続的にお示しをしておりますが、2019年の末の3394億円というところをピークに減少に転じているという旨を前回御報告しておりますけれども、その傾向が続いているという状況でございます。引き続き、推移は注視してまいりたいと考えております。

銀行カードローンの御説明は、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料2のヤミ金融事犯の検挙状況について、警察庁のほうから御報告をお願いいたします。

○警察庁（江口） 警察庁生活安全局生活経済対策管理官の江口と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは、ヤミ金融事犯の検挙状況などについて、資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、番号1の検挙状況の推移でございますが、これは前回の懇談会の資料と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

番号2、主な検挙事例について御紹介をいたします。

まず、給与ファクタリング・商品販売を偽装した貸金業法違反等事件になります。

この事件は、無登録で貸金業を営む男らがインターネット広告を利用いたしまして、当初、給料債権の買取りを装っておりましたけれども、金融庁から給与ファクタリングは貸金業に該当するとの見解が示された後、情報商材を後払いで販売いたしまして、購入者が掲示板などに商品購入の書き込みをしますと、代金よりも少額の現金をキャッシュバックいたしまして、その後、商品代金全額を取り立てているという、いわゆる後払い現金化の手口で商品販売を偽装するようになりました。

この男らは、融資を申し込んできた顧客、約1,900人に対し、法定利息の約23倍から約139倍で金銭を貸し付けまして、返済金は業者の口座に振り込ませる方法により元利合計約1億3500万円を受領していたものでございます。

令和3年4月に、無登録で貸金業を営む男ら6人を貸金業法違反などで検挙いたしております。

続きまして、インターネット広告による出資法違反等事件であります。

この事例は、無登録で貸金業を営む男らがインターネット広告を利用いたしまして、融資を申し込んできた顧客延べ2万4000人に対し、法定利息の約39倍から約107倍で金銭を貸し付け、返済は被疑者らが管理する他人名義の口座に振り込ませる方法により、元利金合計約14億円を受領していたものであります。

令和3年7月までに、無登録で貸金業を営む男ら14人を出資法違反などで検挙しております。

最後になりますけれども、これは、先ほどSNS等個人間融資として御紹介にあったものの1例でございますが、女性対象の貸金業法違反等事件を紹介いたします。

この事例は、無職の男が貸金業の登録を受けないで、SNS等で融資を希望している複数の女性に対し、融資する旨のメッセージを送信いたしまして、貸付けの時に身分証明書のほか、女性らの裸の写真を送らせた後、法定利息の約12倍で金銭を貸付け、返済は被疑者名義の口座に振り込ませる方法により、元利金合計約53万円を受領したものであります。

令和3年5月、この男を貸金業法違反などで逮捕しております。

続いて、3、4につきましては、前回の懇談会の資料と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

ヤミ金融事犯に関しましては、業者側も検挙を免れるために様々な手段・方法を講じてきているのが実態でございます。

警察といたしましては、巧妙な偽装工作を講じるヤミ金融業者についても、各関係機関と連携をいただきながら、適切に取り締まりを推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御支援と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

御説明は、以上であります。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向について、厚生労働省のほうから御報告をお願いいたします。

○厚生労働省（余語） 厚生労働省の生活困窮者自立支援室の余語と申します。

資料3に基づきまして、生活困窮者支援の直近の制度の見直し等につきまして御説明をさせていただきます。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

こちらの社会福祉協議会が行っておりますコロナ禍における特例貸付の状況ということで、現在、上限20万円の緊急小口資金と、原則3か月の生活費をお貸しする総合支援資金を実施しています。

総合支援資金については、初回3か月を貸し付けた後、再貸付けということで、もう3か月、現在、貸し付けることができることとしております。

特例貸付でございますけれども、左上の赤い四角の枠のところを御覧いただければと思いますが、先般、政府で取りまとめました経済対策の中で、緊急小口資金、それから総合支援資金の初回の申請受付期限につきましては、令和3年11月末から令和4年3月末に延長したところでございます。

また、総合支援資金の再貸付けにつきましては、この12月末まで申請を受け付けて、そこで終了とさせていただいております。

あわせて2ポツ目の、償還開始の時期でございますけれども、現在、令和4年4月から償還を開始することになっておりますが、こちらにつきまして、まだ、コロナの影響が完全に戻っていないこと、それから社会福祉協議会の事務手続の期間ということも勘案いたしまして、令和5年1月から償還を開始するよう延長をしております。

2 ページを御覧いただきたいと思います。

償還免除の取扱いということで、①、据置期間の延長につきましては、今、申し上げましたように、令和4年の12月末まで据置期間を延長して、令和5年1月から償還を開始することにしております。

それから、②のところの償還免除の判定について、こちらは、今年の3月に一度公表させていただいておりますけれども、緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付けにつきましては、令和3年度または4年度が住民税非課税の方につきましては、償還を免除する。

また、総合支援資金の延長については、令和5年度が住民税非課税であれば、総合支援資金の再貸付けにつきましては令和6年度が住民税非課税であれば、それぞれ償還の免除を行うこととしております。

それから、③のところでございますけれども、償還期間中における償還困難者への償還免除の適用ということで、償還時に課税で償還を開始した後に、やはり生活が苦しくなると償還が困難になった場合の取扱いについて、1つは、償還開始後に借受人世帯主が住民

税非課税となった場合、2年目以降に非課税となった場合には、2年目以降の残債について免除をすることとしております。

また、償還期間中に借受人が死亡されたり、生活保護を受給されるような状況になったり、それから自己破産等、こういった一定の要件を満たす場合には、残債の全部または一部を免除すると、こういうことで、きめ細やかな対応をしていきたいと考えております。

これらの取扱いについても、先般、通知として発出をさせていただいたところです。

それから、3ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、現在の特例貸付の実績となります。直近で申し上げますと、それぞれ貸付けの申請件数につきましては、300万件を超える件数となっております、貸付決定総額としても、1兆3000億円というような金額となっております。

続いて、4ページを御覧いただきたいと思います。

こちらは、貸付けが終わった後の方に対する給付金ということで、生活困窮者自立支援金という制度を、この7月から実施をしております。

この自立支援金につきましては、もともと再貸付けまで借り終わった方、こういった方を対象にしていたわけでありまして、2つ目の○の注のところになりますけれども、再貸付けが12月末までで終わるということもありまして、令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付けまで借り終わった方を対象にするよう、対象の拡大を行うこととしております。

それから、3つ目の矢印の支給期間のところを御覧いただければと思います。申請受付期限につきましては、特例貸付と同様、令和3年11月末から令和4年3月末まで延長させていただいております。

それから、その下の※のところですが、今回、この自立支援金の給付が終わった方について、一度に限り、再支給ということで、もう3か月給付をできるような形にして、全体的に貸付けから給付にシフトするような形で、制度のほうの見直しをしております。

次のページ、自立支援金の実績になっておりますので、御覧をいただければと思います。

6ページも同様でございます。

7ページでございますけれども、一定期間の家賃の補助を行う住居確保給付金という制度がございます。

こちらについてもコロナの特例として、一番下の吹き出しのところを御覧いただければと思いますが、この住居確保給付金、もともと9か月の有期の給付金となりますけれども、受給が終わった方に3か月の再支給が可能という取扱いを特例として行っておりまして、この申請期限につきましては、令和4年3月末まで、他の制度と同様に延長しているところでございます。

8ページにつきましては、住居確保給付金の実績ということで御覧いただければと思いますけれども、令和2年度から令和3年10月末までの間に、約20万件の申請をいただいているところでございます。

それから、9ページでございます。

こちらは、前回御説明をした生活困窮者自立支援制度の全体の概要ということになりますけれども、一番左、包括的な相談支援ということで自立相談支援事業という窓口を設けて、こちらで、生活にお困りの方の相談を受け付けているところでございます。

10ページを御覧いただきまして、先日、成立いたしました補正予算の中で、こちらの自立相談支援機関の支援員等について、加配をするなど体制の強化を図れるようにして、生活にお困りの方の相談に丁寧に対応できるようにしていきたいと考えております。

私からの説明は、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、これより議事次第4の意見交換に入りたいと思います。

今井構成員、竹島構成員、辻構成員、新里構成員、村上構成員から、それぞれ資料を御提供いただいておりますので、これについて御紹介をいただければと思います。

時間の都合上、恐縮ですけれども、お一人5分程度でお願いできればと思います。

それでは、まず、今井構成員、よろしく願いいたします。

○今井構成員 日本貸金業協会の今井でございます。よろしく願いいたします。

多重債務発生防止への取組及び成年年齢引下げに向けた取組について御報告をいたします。

1 ページを御覧いただきたいと思います。

多重債務発生防止への取組の概要であります。

資金需要者等からの問い合わせをお客様の声として、多重債務の防止対応と未然防止の対策に反映し、お示しの①番から⑦番の取組を行っております。

次のページにお進みください。

2 ページは、指定紛争解決機関である貸金業相談紛争解決センターの概要及び相談等の定義をお示ししております。

3 ページをお願いいたします。

3 ページは、本年度上半期と昨年度上半期の相談件数等の状況であります。

詳細については、4 ページ以降でポイントを絞り御説明をさせていただきます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページの(1)は、相談受付状況の詳細であります。

相談全体といたしましては、前年度上半期と比較して増加となっておりますが、その内訳は、一般相談は88件の減少、多重債務関連相談は増加傾向にあります。

なお、コロナウイルス感染予防対策の一環として、ウェブからのメールの相談の受付を本年5月から開始し、相談機会の拡充を行っております。

(2)の相談受付の変化につきましては、昨年から発生した新型コロナウイルスに関連した相談が、発生当初は増加いたしました。現状では、自然災害ガイドラインのコロナ特則などについて、各協会員が、相談者に寄り添った対応ができており、本年度は減少傾

向であります。

また、苦情受付は、主に電話対応に対するもので、平成28年度より協会に対して、カウンセリング的手法を用いた顧客対応研修を提供した結果、年々改善され、本年度上半期は4件までに改善されております。

5ページをお願いいたします。

5ページの(3)は、相談を受けた際に、助言のみで解決せず、他の相談機関を案内したものを示しております。詳細は、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に6ページです。

4番、ヤミ金融・違法業者相談については、昨年と比較して32件の増加となっております。相談者自らネットにて検索しているケースが、昨年度より引き続き増加傾向にあります。なお、対策としましては、警視庁への情報提供を含む、注意喚起等を行っております。

7ページをお願いいたします。

7ページの(5)は、協会独自の生活再建支援カウンセリングについてであります。多重債務の再発防止を目的としており、家族からの相談も受け付けているのが特徴であります。

カウンセリング終了者からは、感謝の言葉をいただいております。多重債務の再発防止に重要な役割を果たしていると考えております。

次に8ページであります。

8ページは、協会設立当初から多重債務問題解決の一環として行っております、貸付自粛制度の説明であります。

平成30年からは、ギャンブル等依存症対策推進強化の一環もあり、幅広い利用促進に取り組んでまいっております。

8ページの表は、令和2年4月からスタートしました貸付自粛のウェブ受付を令和元年と比較したものであります。

現在、66%のウェブでの受付となっており、業務の効率化が図られ、非対面での受付が、新型コロナウイルス感染予防対策にも寄与したものと考えております。

9ページをお願いします。

(1)は、貸付自粛の登録状況についてであります。

昨年度上半期と比較し、増加しております。

登録1,164件のうち541件がギャンブルを起因としての登録となっており、ギャンブルの種類内訳は記載のとおりでございます。詳細は後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に10ページです。

貸付自粛の撤回の状況についてであります。

昨年度上半期と比較し、撤回も増加しております。

登録から撤回の期間、撤回の理由などを分析、記載しております。

特に注目するところは貸付自粛を登録することで、8割弱の方が、登録時の問題が改善

され、効果があったと確認されておりまして、多重債務問題解決の一環としての役割を果たしているものと考えております。

11ページをお願いいたします。

(3)は、貸付自粛制度の周知活動の状況であります。

詳細については、後ほど御覧いただきたいと思いますが、今後も関係機関と連携して、貸付自粛の周知活動に努めたいと考えております。

12、13ページについてでございますが、金融経済教育活動の取組をお示ししております。

啓発ツールの配布、出前講座、成年年齢引下げを踏まえた若年者向けの周知活動等を、関係機関と連携しながら教育研修を中心に推進いたしております。

下半期についても、来年4月施行の成年年齢引下げを見据え、若年層から高齢者の特性に配慮して、記載されている施策を積極的に取り組んでいきたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

14ページは、出前講座の上半期の状況であります。

下半期は、成年年齢引下げに関する保護者、学校職員、大学生等への20回以上の開催の要請を既に受けており、今後も関係機関と連携し推進していきたいと考えております。

15ページをお願いします。

15ページは、若年層の情報商材等と関係の相談事例をお示ししております。

下段に、協会員が適切な対応をしてくれたおかげで、被害の防止ができたことについて、消費生活センターからお礼をいただいた事例を掲載させていただいております。

次の16、17ページは、ヤミ金融コロナ関連相談の事例でございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

18、19ページは、ヤミ金融被害防止、貸付自粛制度、金融トラブル被害防止に関する周知活動のツールとなっております。後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に20ページをお願いします。

ここでは、成年年齢引下げに向けた、これまでの取組について御説明を申し上げます。

成年年齢引下げに向けた、これまでの取組は、若年層は、知識や経験、判断力が不足していることを前提に、協会員には、若年層が過大な債務を負うことがないように、自主的な取組等を推進してまいりました。

また、資金需要者等に対しては、金融リテラシー向上に向けた金融経済教育を高校、大学、専門学校を中心に実施してまいりました。

21ページをお願いいたします。

ここでは、2019年4月から2021年5月までに金融庁と連携して行った3回のアンケートの調査のうち、直近の調査結果をお示ししております。

成年年齢引下げ後に、18歳から19歳の顧客を貸付け対象としないと回答した協会員は420社中204社、貸付け対象とすると回答した協会員は108社となっております。

また、未定と回答した協会員は、大手を含め108社おりまして、引き続き、各社の動向を

注視してまいりたいと考えております。

次の22ページでは、これまでのアンケート調査結果から得られた協会の自主的な取組事例の横展開方法と展開内容をお示ししております。詳細は後ほど御覧いただきたいと思っております。

23ページであります。

ここでは、令和3年11月から令和4年9月までの成年年齢引下げに向けた取組について、内容をお示ししております。

基本方針としましては、これまでアンケートを通じて確認してまいりました貸付け方針や、自主的な取組の継続調査に加え、来年4月を迎えるに当たり、それらの自主的な取組が機能するように、規定類の改正、体制構築、研修等の準備状況も確認してまいります。

また、調査結果から、取組の推進や準備、整備がなされていないと確認された場合には、原因をヒアリングし、取組の推進や整備を働きかけてまいります。

協会としましては、成年年齢引下げ後も、若年成人が過大な債務を負うことがないように、自主的な取組の推進を含め、若年成人の知識・経験・判断力の不足を前提とした適切な対応を求めるメッセージを発信することを検討しております。

また、貸金業法では、年収の3分の1を超える貸付けを行うことは禁止されており、一方、一般的に18、19歳の若年層は、年収が低い状況があることを鑑みると、貸付けに当たっては、年収をよく確認することが重要であると考えており、こうした点について、協会の意見も踏まえつつ、若年者の多重債務防止に業界を挙げてしっかり取り組んでまいります。

さらに、金融庁や大手協会とも連携し、若年者向けの啓発活動も、より力を入れて取り組んでまいり所存であります。

御報告は以上となりますが、協会としましては、今後とも情報収集、分析、情報提供、周知活動等に、より一層力を注ぎ多重債務防止の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○山本座長 今井構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして、竹島構成員、よろしく願いいたします。

○竹島構成員 竹島でございます。

本会にもお役に立つと思っておりますので、私が研究代表者として開催しました、統計数理研究所の共同研究利用、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行下における自殺予防・自死遺族支援のための学際的・共同研究集会の報告をします。

この研究集会では、学際的研究者と、自治体、地域の自殺予防・自死遺族支援の実践者が集い、新型コロナウイルスの世界的流行下において、自殺を増加させないための戦略について研究発表や報告を行い、国及び地域における自殺予防・自死遺族支援の在り方について検討いたしました。

日時は、令和3年10月29日から10月30日の2日間、4つのシンポジウム、それぞれ3時間のシンポジウムを開催いたしました。

それでは、次のページをお願いいたします。

その中から、特に実践現場の報告を中心に紹介したいと思います。

自死遺族の自助グループからは、相談内容は相続、債務整理、賠償金、労災申請、生命保険や住宅ローンなど多岐にわたること。COVID-19の流行下の対応としてオンラインで分かち合いが行われるようになった一方、様々な会が休会になってしまったとの報告がありました。

行政からは、各種事業が中止や変更になったこと、市民の心の健康状態が悪化したこと、自殺死亡の増加の要因分析の必要性が報告されました。

また、精神保健福祉法第23条の警察官通報の実態から、現場で起こっていることとして高齢者虐待や自殺未遂等があること。自殺予防の関わりや救急医療の現場だけではなく、地域における危機介入の現場もあることを知ってほしいとの話がありました。

仕事・住まいの相談現場からは、住宅確保、給付金事業の相談が激増したこと、ひきこもり、DVの相談が増えていること、これまで所得が高かった方などの相談が増加していることなど、COVID-19の流行下で生活環境が一変した利用者が急増しているとの報告がありました。そして、人生の選択肢を広げる関わりが重要であるとの指摘がありました。

精神科医療の現場からは、人間としての自由の制限、社会的制限は孤立を招きやすいことから、孤立による自殺を防ぐためには、早めの相談、受診が必要であるとの指摘がありました。そして、コロナウイルスの対応としては、生活環境を整えることや、可能な範囲で人との関わりや交流を保つことがやはり大切だと述べられました。

救急医療の現場からは、安心して過ごせない家庭環境や、居場所がない若者たちの生きづらさが顕在化している事象があるとの指摘がありました。

COVID-19の流行下において、日本では第一波において自殺死亡は減少しましたが、第二波において増加したと報告されています。しかし、他の国では大体増えていないというのが現状です。日本の警察等で早く公表され、それを基にした研究成果に海外の研究者が関心を示していますが、今後に向けて、次の3点を共有したいと思います。

1 番目です。女性の自殺増加が懸念されていますが、日本で女性に自殺が多いのは明治期以来の傾向です。男性に比べて、女性は自殺未遂等で救急搬送されることが多く、自殺未遂の実態のモニタリング体制構築と、自殺未遂者対策の充実・強化が重要です。この研究集会においては、ジェンダーセンシティブの対策強化の必要性の指摘があったことをお伝えしたいと思います。

2 番目です。多重債務による自殺の減少は、日本の自殺対策の重要な成功例です。特に経済生活問題と、うつ病やアルコール依存、ギャンブル依存などの心の健康問題を抱えた方について連携支援が行われたことには重要な意味がありました。この経験や蓄積を、コロナ禍の自殺予防に役立てていけたらと思います。

3 番目です。若者や女性の自殺について、ステレオタイプなメディアの報道がなされています。そのことは援助希求行動に影響を及ぼしてしまうリスクがあります。個々の自殺の丁寧な分析を積み重ね、自殺の実態を基に科学的な対策を進めていくことを希望します。私どもとしても、自分たちのできる方法で分析を進め、その結果を共有していきたいと思えます。

以上です。なお、共同研究集会詳細はウェブで後日公開いたしますので、また御紹介したいと思います。

○山本座長 竹島構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして辻構成員、よろしく願いいたします。

○辻構成員 辻です。

それでは、資料を御覧ください。右下にページがございます。2 ページを御覧ください。

こちらの表は、業態別の銀行カードローン残高の推移でございます。

表の一番右側に記載のとおり、令和3年は、前年同月比マイナス6.0%から7.9%ということで、いずれの業態も減少しているという状況でございます。

次の3 ページを御覧ください。

図2は、カードローン専用相談窓口の受付相談等の件数であり、平成29年の設置以降の累計を記載させていただいております。令和3年11月30日現在、325件ということになっております。

その下の図3は、全銀協相談室に寄せられた主な相談・カウンセリング事例ということでございます。

1 点目は、「家族が銀行カードローンを利用している。新たな借入れができないようにすることはできないか。」といった御相談でございます。

2 点目は、「銀行カードローンを借りたい。任意整理をしたことがあると難しいか」という御相談でございます。

最後は、「銀行カードローンを含む複数の借入がある。自宅は手放したくないので債務整理はしたくない。どうすればよいか。」という御相談でございます。相談の一例でございます。

4 ページを御覧ください。

こちらは、既に前回御報告させていただいているものでございますけれども、その下のピンク色のもの、これが新しく作った動画でございます。若年層の方がスマホでも見られるようにしたというものです。

5 ページを御覧ください。

こちら前回の懇談会で報告させていただいた内容でございます。引き続き、共同キャンペーンを11月に実施したということでございます。

6 ページを御覧ください。

金融経済教育に関する取組みでございます。「家計管理」と「生活設計」に関するリテ

ラシー向上を図ることを基本といたしまして、幅広いテーマでの金融経済教育の取組みを実施しているところでございます。

特に今回は、2つ目の矢羽にございますとおり、全銀協も委員になっている金融経済教育推進会議が開講いたしましたeラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」に「お金を借りる」テーマとした講義動画を提供いたしました。なかなか文章だけでは御覧いただけないものですから、eラーニング講座という形で動画を提供している次第であります。

7ページを御覧ください。

こちらは、教材制作・無償提供の内容でございますけれども、この内容は、前回報告させていただいた内容と変わっておりませんので、説明は省略させていただきます。

8ページ、こちらも若年層向けの施策でございます。こちらも前回報告させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に9ページになります。

図10は昨年度開設した特設サイトのイメージで、掲載は終えておりますけれども、矢羽の3つ目に記載のとおり、令和3年度も新たなマス広告の実施を検討中でございます。

検討中のため内容は記載できておりませんが、現在考えておりますのは、「マネーの音本」というものでございまして、人気声優さんに家計管理や資産形成の内容を説明いただくというような内容になっております。

広報媒体も文字が多いとなかなか皆さんに読んでいただけないということもございますので、耳で聞いて自分ごとと捉えていただきまして、さらに動画を見ることによって理解を深めていただくというコンテンツを提供する予定といたしております。

以上でございます。

○山本座長 辻構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして新里構成員、よろしく願いいたします。

○新里構成員 資料1は、自己破産の新受件数についてのデータでございます。令和2年の昨年は、前年比98.1%、さらに言うと、今年は前年比、10月時点ですけれども94.7%、いわゆる横ばい、ないし少し減少というような状況でございます。

資料2を見ていただきたいと思います。2枚目になります。

2枚目お願いします。

これは、個人再生の推移でございますけれども、令和2年が94.5%、前年比でございます。そして、今年の10月までで88.7%ということになりますので、減少傾向ということになろうかなと思います。

次に資料3を見ていただきたいと思います。

これについては、自己破産、それから、消費者金融の貸付け、それから銀行ローンを表にしたものでございますが、2020年の段階で、自己破産は7万1678件、利用者を合わせた融資は9兆3000億という格好になっていて、見ますと、大体2015年ぐらいのレベルになっ

ているのかなという格好で、コロナ禍でも、融資は減少傾向なのかなと。それをカバーしているのが、先ほど御報告いただいた社会福祉協議会での緊急小口、また、総合支援資金の貸付け、それが1兆3000億出ているということからすると、これが1つのセーフティネットになっている。その他、給付制度ともに社会的役割を果たしたのだろうなど、前向きに理解をしております。

ただ、今後、この1兆3000億をどう償還していただくのかということとは、それが、来年度以降の大きな課題になってきて、ここについては、先ほど免除基準のお話が出ましたけれども、適切に対応すること、または、困窮者自立支援の相談窓口との連携がうたわれているところですので、きちんと連携をして、生活再建のほうを重視しながら、償還のところを、無理な償還ではない形で進める必要があるかと思っています。

次に、ヤミ金の関係からすると、最近、買い取り金融対策会議という会議ができて、買取金融という形で、先ほど、警察庁のほうから、また、金融庁からも報告をいただいているところですが、給料ファクタリングが違法だということがはっきりしたということもあって、まず、その新型のヤミ金という形で売買契約を偽装して、お金を先渡しし、そして、給料日に出資法の金利を相当上回る金を取るというような、そういうのが出てきたということですので、もう金融庁、それから警視庁でも対策を取られているということですので、この部分について、油断をしない取組が必要なかなと思っています。

それから、資料4を見ていただいて、これは自然災害のガイドライン、コロナ版の特則が運用されて1年が経ったというところで、これが一定の役割を果たしてほしいという思いで、私も日弁連の中のワーキングチームの委員としても、制度設計に取り組みさせていただいたというところで、今、公表されている中では、登録専門家に委嘱されたのが1,400件程度ということで、実は、私、地元で登録専門家をさせていただいて、2件ほど取り組みさせていただいております。1件が調停成立、1件が、まだ、そこまでいっていないと。

この件につきましては、日経新聞またはNHKからの報道で、成立件数が非常に少ないという格好で指摘をされているというところがございます。私も同じ思いを持っておりまして、私の案件でも自営業者の案件で、12社のうち9社まで合意ができて、一番大口は保証協会、わざわざ県議会の議決まで取っていただいたと。

ところが、最近になって信販会社大手から不同意だという御連絡をいただいて、これは全社が同意しないと成立しないということで、そういう意味では、ずっと皆さんの努力で、さらに言えば、議会の承認までいただいたのが1つの信販会社の不同意という格好で全部水没に帰ってしまう、やはりこれについては、きちんと金融庁を含めた、このガイドラインの意義というのを、準則の意義をきちんと確認して、必要な指導もしていただかなくてはならないのかなと。

それから、やはり制度論からすると、昨年10月の30日というのが債権の対象期限になっています。これ以降について貸付けが進んでいるケースもあるので、これの対象を固定してしまうことが、再生にとっては非常にネックになるケースが出たり、それから、公的

な貸付けについて、対象になっていないという問題が出たりして、ここら辺は、この制度を何とか、私はいい制度として育てて、コロナ対策として機能してほしいなという思いを持つだけに、その制度設計のところの見直しと、やはり現場に見合った形での取組が不可欠ではないかなと思っています。これについては、金融庁、全銀協とも協力しながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○山本座長 新里構成員、ありがとうございました。

それでは、続きまして村上構成員、よろしくお願いいたします。

○村上構成員 村上です。グリーンコープの村上と申します。よろしくお願いいたします。

右下にページを、多分打っていると思いますので、まず、今日御提供させていただいている資料につきましては、今年の11月の15日に熊本県で毎年度行っています徴収部門、あと町内連携関係の研修会という形で、行政マンの皆さん及び生活困窮者の自立相談員の関係を対象に、大体300人から400人ぐらい集まらせていただいて、その中で、多重債務関係、あと消費者自立のための総合支援事業という事業の進捗状況について、報告したときの資料を、今回は御紹介したいと思っています。

この表題にあります生活総合支援事業につきましては、主には多重債務関係、あと生活再生に支援が必要な方、あとブラックリストに載って、セーフティネット関係の貸付けが、利用が必要な方、あと熊本地震以降もしくはコロナ禍関係が昨年から入っていますけれども、災害復興をテーマとした支援として、県のほうと委託を受けて仕事をさせていただいているということが、まず、初めにです。

電話受付件数、一なのですけれども、両方とも熊本県は人口が少ないので、これぐらいの数字しかありませんけれども、今年は電話、面談件数とも過去最高になりそうです。

そして、2番目、二なのですけれども、主訴としては貸付規模、債務整理、家計相談とありますが、貸付と債務整理が昨年、今年と随分とコロナによって特例貸付関係が入ってまいりましたので、減少してきていると見ております。

次のページ、右下に2ページと書いてあるところ、上のほうは、福祉事務所ごとの数字なので地域差がありますけれども、御覧になっていただければと思います。

四、性別につきましては、この7、8年間ずっと女性が少し多く推移しておったのですが、去年、今年と、やはり男性の割合が増えてまいりました。これは、社協さんは、特例貸付関係については、世帯主が多分相談においでになっている関係から、一挙に、去年、今年と大幅に男性が増えていっているとデータ上見えています。

次の3ページです。

年齢なのですけれども、10代、20代もやや増加してきましたけれども、これまでどおり40代、50代、60代というのが、非常に多くを推移しているというのがデータです。

六、職業になります。

職業に関しましては、当然、給与所得者は多いのですけれども、自営業、自由業の方た

ちが一挙に増え出した、あと、無職の方もかなりの増加傾向にあると。これも、コロナ禍の影響による離職だったり、高齢者の増加の影響と見ております。

次のページ、お願いいたします。

債務残高、この間、100万円未満の方の割合がとても多かったのですが、それは変わらないのですけれども、加えて200万、300万、これまであまり相談が多くなかった債務残高を持っている方たちの相談が、データ上は増えてきています。

それと、八、債務の原因なのですけれども、当然、コロナ禍にありますので、低収入、収入の減少、伴って生活費とかと教育資金が足りていない。あと事業資金の補填が必要だった。あと、住宅ローンの返済が厳しくなった。もちろん本人とか家族の病気関係も非常に安定して増えてきているという借金の債務で原因になっております。

5ページ、本人の収入なのですけれども、100万円未満の借金があれば厳しいということは、当然、本人の収入が100万円未満の方たちが非常に多い。加えて200万円未満の方たちも、今年度は多く、300万未満という方たちまで、随分と収入100万円未満という方たちから200万、300万と広がりを見せています。

そして、十、家族を含めた年収につきましても、プラス、あと100万円ぐらいの割合で広がってきていると、データ上は見て取れます。

次の6ページなのですが、相談のきっかけにつきましても、グリーンコープ熊本については、生活再生相談事業もやっていますけれども、家計改善支援事業も県の事業として受託している関係で、他部署・他機関、要するに生活困窮者自立支援機関からつながるケースが非常に多くなっています。

あと相談の結果は、御覧になってください。

そして、7ページも御覧になってください。

そして、8ページ、これは貸付けの事例、少ないのですけれども事例なのです。基本的には、ブラックリストに載っている方が貸付けの対象になりますので、主には車検、車関係ですね、あと進学費用、仕事は決まったのだけれども、給与までのお金がない、生活費がない、そういった方への貸付けを、少ないのですけれども進行させていただいています。

9ページ、次のページをよろしいでしょうか。

これは少し小さくて見づらいのかもしれませんが、熊本県の委託事業については、平成22年からスタートさせていただいています。

それで、リーマンショックがあった平成20年の10月ぐらいからスタートしているのですが、熊本では、21年、22年ぐらいから相談件数が増えてまいりまして、下のほうの2段階目、貸付実績というのがございますが、22年、23年、24年、この辺りがうちのセーフティネットの貸付件数について、非常に、社協さんの特例貸付が終わってからセーフティネットの貸付けを必要とする方たちへの貸付け関係が非常に多かったと。

そして、平成28年から熊本地震になりましたので、その辺りから、また次の波として貸付件数を増やしながら現在に至っているというふうになります。

あと、弁護士さんへの同行は、貸付実績のすぐ上にありますけれども、基本的にはずっと、ほか弁護士さん、消費者さんの相談件数は減っていると聞きしておったのですが、コロナが始まるまでについては、あまり変わらずに、大きな減少もなく増えていったということになっています。そんな感じです。

次のページからは、10ページ、11ページ、12ページ、13ページにつきましては、状況ですので、見ていただきたいのですが、最後の13ページだけが少しだけ、今の一部のところ、自立相談支援機関のグリーンコープをやらせていただいているのですが、これは5万人の市の自立相談支援機関がどこにプランを立てて、どこと連携しながら仕事をやっているのか、支援を進めているのかという連携している先なのですが、多岐にわたっています。

市役所内、そして市役所外との連携が非常に大きくなっている。特に弁護士さんとか社協さんとかハローワーク関係が非常に多いというところでは。

それと、こういった方との連携というのもあるのですが、連携する中で、当面のつなぎ資金関係が、これまで国の手厚い支援がありましたけれども、来年度以降、そういった形がなかなか難しくなってくると、当面のつなぎ資金については、債務整理を前提としたセーフティネットの貸付関係についても、これから少し力を入れて支援をしていく必要があるのだろうと思っています。

そのようなことを通して、当面の多重債務者への対応だったり、新たな多重債務につながるような支援ができていければと思っています。

以上のようなことを県の研修会で報告させていただきました。

以上です。

○山本座長 村上構成員、ありがとうございました。

それでは、これまでの各省庁、各構成員からの御報告も踏まえまして、皆様の御意見、御指摘を頂戴したいと存じます。

今回はリモート方式での開催ですので、恐縮ですが、御意見の有無について順にお伺いしていきたいと思っております。また、時間の都合上、恐縮ですが、お一人、3分程度でお話をお願いできればと、お願いいたします。

それでは、まず、重川構成員、御意見がおありであれば、お願いします。

○重川構成員 よろしくお願いたします。

先ほど御説明いただいた借入れ状況や相談件数に関して、以前に比べるとよくなってきているということでしたので、よい傾向かと思っております。

ただ、家計調査のデータでは、なかなか借入れの増加等を十分見ることができないのですが、シングルマザーの方の世帯を調査したのを見ると、やはりかなり経済的に困難な状況ということが示されています。

借入れ利用の数字というのは借入れが可能だった方の結果なのですが、総量規制が行われていますので、より困難な経済状況の場合には、借入れを断られていることにな

ります。長期失業者も増加していますので、借入れの成約率がどうなっているのかということが気になり、日本貸金業協会さんで集計している借入れ申込みの成約率を確認しました。コロナ前に比べると下がっていますが、今年度に入って昨年度の同じ月に比べると若干上昇しており、断られている方が増えるような状況にはなっていませんでした。ほかで借りられない場合に相談に来ることも少なくない、セーフティネット貸付けを行っているみやぎ生協の相談室の方にも相談状況を伺ってみましたのですけれども、こちらでも相談数が増えるという状況にはなっていないということでした。

とはいえ、貸金業協会さんのデータだと、断られている方が半数を超えていますので、引き続き、ヤミ金などの対策を強化していただければと思います。

もう一点、既に先ほど新里先生からお話があったのですけれども、総合支援資金について、再貸付けが行われ、生計の維持に役割を果たしています。

厚生労働省さんの資料の3ページ目の資料では、再貸付け分を合わせると、総合支援資金の平均利用金額が100万円を超えるような状況になっています。

償還開始の延長や免除の制度も作られており、償還期限も長期になっています。けれども、貯蓄ができない世帯が増えておりますので、返済が難しい状況が出てくるのではないかと思います。実際、調査では、返済が始まることに対する不安なども見られます。

既にもうぎりぎりの状態で家計見直しの余地がない場合も少なくないかもしれませんが、償還の開始、あるいは利用者の方のニーズに応じて償還前にも家計改善の余地を確認して、家計改善の助言あるいはほかの制度につなぐ、さらには実態把握によって免除水準の見直しを含めた生活再生のサポートを進めていただければと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、杉浦構成員、お願いできますでしょうか。

○杉浦構成員 本日は皆様方から貴重な御報告をいただきまして、どうもありがとうございました。

私のほうからは、一言、大学関係者でございますので、昨今の状況を踏まえて、また、専門領域の中にFinTech関係がありますので、その視点で発言させていただきます。

最近、FinTech関係とか並びにSNSとか、そういったところの業者の方々からの御相談が若干というか、それ相応の数が増えてきています。

といいますのは、これまで従来の銀行とか貸金業の業者の方々と違って、そういった業者さんたちが自ら貸金業をやる時代に入ってきました。これはこれとして新たな傾向で、また、新しい貸し手の登場としてはよく、また、若年層の皆さん方、大学生が中心かもしれませんが、それぞれのお互いの支払いを行う際に、もはや銀行を使ったりとかはしないわけですね。決済の過程の中で、銀行を使わないし、SNSを経由して簡単に借り入れることができる。また、借り入れている先自体は、銀行さんや貸金業者さんとの合弁会社でございますので、その会社自体がおかしいというわけではなく、比較的気軽に借りれて、しか

も上限は300万円までいける、最近の調査では、昨年から今年ぐらいにかけて、1か月頭に見ると、一部の業者さんは、1か月の月間の利用額が一部の貸金業者を超えているところが何社かあるという現象が起きています。これはもはや、既存の貸金業者と完全にバッティングしている状況には至っているということでもあります。

また、新たな貸し手は、AIとかで信用力をチェックをしているということになっていて、SNSを利用している度合や利用方法を1つの基準に置いている。これまでの我々が従来知っていた融資の基準とは全く違う形でやっているのですけれども、このスコアリングというのを上げると、より多く借りられるとか、より特典がつくというなか、スコアリングの上げ方というのを、ネット上であちこちに載っていて、これが本当の借り手の実態と合っているかどうかというところが不明な状況です。いろいろな業者、今、私自身も勉強をして調査しているところですが、コロナ禍の中、見えないところで密かに危ういことが進行しているのではないかと懸念しているところでございます。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、野崎構成員、お願いいたします。

○野崎構成員 ありがとうございます。

私ども、特段今回、意見等、資料等はお出ししておりませんが、次回に向けてということも含めて、今いろいろと横で見えていくことができないかなということ、最近ですと、特にネット上でギャンブルというのですかね、競馬とか競輪とか、こういったものが割と気楽にできるということで、今までそこにあまり目をつけておられなかったというか、やっておられなかった方まで、そういったところに、今どんどん入っていったという傾向がかなり強いのだろうということ。それを原因とした借入れをされる方もどうしても出てきてしまうだろうところを、今、かなり注目しております、これを今の技術の状況からして、傾向としてAI等を上手に使える、この方は、ギャンブルに利用されているのではないですかというようなことが見えるのではないかと、これを少し今考えております。

そういったことを、特に貸金業界さんとか、銀行の方々に、ある意味、資金力がおありの方々が、そういったAIでストップできるようなシステムを開発していただけると、非常にありがたいなと思っております、そういった提案等を次回以降にさせていただきたいと考えております。

ちょっと今回のものとは、ダイレクトではありませんが、今のところ考えておる意見でございます。ありがとうございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、浜田構成員、お願いいたします。

○浜田構成員 経済アナウンサーの浜田でございます。よろしくお願いいたします。

大きく4点について、報告並びに御意見を述べさせていただきたいと存じます。

まず資料の1の6ページ、7ページの様々な形態の取引への対応のところについてです。資料の後払い現金化について、先ほど、御担当者からお話がありましたけれども、最近、後払い現金化に加えて、最近の傾向といたしましては、新たな手口である先払い現金化するものの事例を目にする機会が多くなっておりまして、先払い買取りサイトが増加している傾向があります。

これは、ショッピング枠の現金化と仕組みは一緒ですので、貸金業法違反のおそれがあり、消費者にとっては損失を被ることになる可能性も高いと考えております。

給料ファクタリングや後払い現金化のように、実態はヤミ金融であるという可能性もありますので、実態を調べる必要があると考えております。

2点目、先ほどからお話もありますように、令和4年の4月、成年年齢が18歳に引き下げられます。18歳から19歳の方においては、御自身の判断、決定で様々な社会活動を行っていくこととなりますので、個人間融資をはじめ、ヤミ金融には絶対に手を出さないよう注意喚起を徹底することが重要ではないでしょうか。

また、この資料1の8ページのところでも御説明がありました、成年年齢引下げを踏まえた、若年者向けの情報発信についてです。この懇談会の中でもお話がありました、金融教育の取組の重要性が指摘されておりますが、今後より一層若年層への金融リテラシーの向上並びに消費者教育の強化が重要視されることになると思います。

大学生、専門学校生になる前からトラブル事例や対処方法、注意すべきことを本人が知っておくことが大事で、現状においても特殊詐欺で逮捕されているのが20代で6割、また10代でも2割近くいるのが現状で、ほとんどが初犯であると耳にします。これらを踏まえ、例えば中高生、専門学校生、大学生をはじめとした弱年齢層がインターネット上で、アルバイト感覚で、いわゆる闇バイトに手を染めてしまわぬよう、注意喚起、また、成年年齢引下げの教育の中に、消費者被害防止への知識もより踏み込んで啓発していくことが大切であると考えております。

教育現場においても、借金を抱えない、また、多重債務に陥らないよう、さらにはギャンブル等依存症の早期発見と未然防止につながるような適切な指導を実施する必要があると、予防の重要性も指摘させていただきます。

3点目、資料3の生活困窮者自立支援制度の動向につきまして、先ほど厚生労働省さんからも償還免除についての御説明もありましたが、この償還免除についての周知徹底をお願いいたします。この償還免除、重要であります。万が一、返せなかったり、返しにくくなった場合にきちんと相談できる窓口を知っていただいて、アクセスしてもらうように連携することが大切です。例えば、債務者がいきなり厚生労働省に相談するということは考えにくいと思われるので、日本貸金業協会さんをはじめ、市区町村などの多重債務生活困窮の窓口で丁寧に対応していただくなど、各関係機関との連携が一番重要であると考えております。

最後に、先ほど、今井構成員、辻構成員から御説明がありました貸付自粛制度について

ですが、これまで全国銀行協会さん並びに日本貸金業協会さんにおかれまして、精力的に取り組んでおられますこれらの仕組みを、借金をしてまでギャンブル等にのめり込まないよう、御家族等への支援なども含め、より周知させる必要があるかと思えます。ギャンブル等依存症には、多重債務問題の背後にあるケースも少なくありませんので、債務問題を未然に防ぐための対策の1つとして、引き続き貸付自粛を促す取組、制度を広く国民の皆様が発信していただけますようお願いしたく存じます。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、渡邊構成員、お願いできますでしょうか。

○渡邊構成員 渡邊です。よろしく願いいたします。

様々な御報告や情報提供、ありがとうございました。

当協会でも週末相談を行っておりますが、最近は多重債務に関する相談も、セーフティネット等の制度のおかげでしょうか、特に増えているという傾向も、特徴的な相談も見受けられません。

ただ、消費生活相談の中で、多重債務に結びつくのではないかという懸念のある相談というのは、やはりありまして、前回もお話ししたのですけれども、SNSをきっかけとした投資取引とか、それからビジネスツールの勧誘について、多数の相談が寄せられています。

ほぼ全財産を言われるままにつき込んでしまったとか、あるいは融資を受けて、もちろんお金は入ってくるわけではないので、返済のめどが立たずに困っているという相談が減りません。

学生あるいは若年層のマルチ取引においても、友人からの誘いで、特定負担のUSB等を購入して、その商品代金の支払いのために、これはローンで高額な貴金属を買って、それをすぐ質屋に持っていけば、お金になると言われて、契約に乗ってしまったというようなケースも、見受けられます。結局残った高額なローンの債務を背負ってしまうというような問題が起きております。

成年年齢引下げということが目前に迫っており、啓発・教育が急がれるところなのですが、当協会でも継続して取り組んでいる資料作成あるいは出前講座等に加えて、今年度は若者への消費者教育に関する関係省庁の取組の一環として、受託事業として私立高校とか特別支援学級への消費者教育の出前講座も実施しております。

特に気になりますのが、金銭教育の面から小学生、中学生を中心にオンラインゲームの未成年者契約の取消しの相談が、引き続き多く寄せられています。小学生もたくさん相談がありまして、いろいろなスマホとかツールをクリックしていけばアイテムが購入できるということで、自身では高額なお金を支払っているという自覚、意識が全くないというケースも非常に多くて、金融リテラシーをちゃんと身につけていくためにも、子供のときからの家庭教育を含めた金銭教育というのは、非常に実践的なものが必要だなと感じております。

個々の相談の中で、家族でしっかりとルールづくりをすること、それからお金の使い方を考えるということ、やってほしいと呼びかけております。

以上です。

○山本座長 ありがとうございます。

それでは、一応、委員の皆様から御発言をいただけたかと思えます。既に予定の時間が過ぎてございますけれども、もし、追加的な御発言あるいは事務局等から何かございましたら、お願いしたいと思えます。

それでは、辻委員、お願いいたします。

○辻構成員 コロナ特則の件でございますけれども、今回もお話が出てきたのですけれども、当方の意見をちょっと述べさせていただきます。

そもそもコロナ特則自体は、これは多重債務者の方々を救済するために設けられた制度ではございません。むしろ住宅ローンや、個人事業主の方々の事業性ローンといったものが大きな金額を占めているわけでございます。

なお、この多重債務者の方々を救済するための制度ではないということは、もう既に制度設計に携われた日弁連さんですとか、金融庁さん、それから私ども全銀協、皆が共有している認識でございます。

また、そもそも今回の設置目的に係ることでございますけれども、こちらの設置要綱、平成24年にできたものですけれども、これによりますと、「1」の趣旨のところ、あくまでも本懇談会は、多重債務者対策について検討する多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会であると認識しております。

このため、コロナ特則の内容に関して、この場で報告されるのは、本懇談会の設置の趣旨には合わないと思っております。

新里構成員がおっしゃったとおり、日弁連、全銀協、それからガイドライン運営委員会や金融庁が、このコロナ特則について協力していくということについては、全く異存はございませんけれども、既にコロナ特則の内容に関しましては、4者の正式な会合の場がございますので、そちらで検討すべき問題かと考えております。

以上、当方の意見でございます。

○山本座長 ありがとうございます。

今の御発言は、当懇談会の射程範囲といいますか、議論の範囲についての御意見も含まれていたかと思えますので、事務局においては、今の御発言を含めて、若干の整理をいただいて、次回以降の懇談会に臨んでいただければと思えます。

その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

事務局、どうぞお願いします。

○金融庁（尾崎） 金融庁で貸金業者の監督を担当しております、尾崎と申します。

皆様方におかれましては、平素より、貸金行政に対して御協力、御理解をいただきまし

て、この場を借りてお礼を申し上げます。

先ほど、成年年齢引下げを踏まえた貸金業者への対応について、当庁の取組を御報告させていただきましたが、私からも、重要な点について申し上げたいと思います。

現行の貸金業法上、貸金業者が顧客に対して年収の3分の1を超えて貸付けを行うことは禁止されておりますけれども、18、19歳の若年者に関しましては、一般的に年収が低いということが想定されますので、若年者の収入をしっかりと確認するなど、若年者が過大な債務を負うことがないように、適切に対応を行う必要があると考えております。

また、様々な社会活動を行う中でも、ヤミ金融には絶対に手は出さないよう、金融庁としてもSNSを通じた注意喚起を積極的に行うなど、対応をしていきたいと考えております。

さらに、当局が把握したヤミ金融業者の情報については、捜査機関に迅速に提供するなど、捜査機関と緊密に連携して対応してまいりたいと考えています。

本日、委員の方々から御指摘いただきました点も踏まえまして、成年年齢引下げに向けた対応に限らず、財務局、都道府県や日本貸金業協会と連携して、また、関係機関の皆様方の御理解、御協力を賜りながら、適切に貸金行政を行ってまいりたいと考えております。

私からは以上です。ありがとうございました。

○山本座長 ありがとうございました。

新里委員、簡潔にお願いします。

○新里構成員 何も答えないと、そのままになりそうなので、私は、事務局とも御相談をさせていただいてお話をさせていただいているつもりで、関連するだろうなと思っておりますので、ぜひ広めで、議題をあまり絞らずに、議論できればいいなと思っております。

以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

ほかには、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうぞ。

○金融庁（慶野） 金融庁監督調査室の慶野と申します。コロナ特則を金融庁で担当しております部署でございます。

新里構成員から御発言がございまして、辻構成員からも御発言のございましたコロナ特則でございますけれども、議論の範囲は一旦事務局で整理させていただくといたしまして、コロナ特則の運用に関しましては、政府の11月に閣議決定された経済対策や、あとは夏に公表されました金融行政方針でもしっかりと位置づけられておりまして、その適切な運用に努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いできればと思います。

私からは、以上でございます。

○山本座長 ありがとうございました。

それでは、これで意見交換については、終了したいと思います。

本日、皆様からの御意見、様々な状況報告をいただきました。様々な政策支援措置の効果もあって、この多重債務の問題というのは、引き続き、比較的落ち着いた状態にあると

ということが確認できたかと思えます。

ただ、新たなウイルスの変異株等もあり、経済状況は、なお流動的だと思いますし、様々な政策的な貸付けについて、償還の問題等々も、来年には出てくる可能性があるということですし、来年4月から、成年年齢の引下げの問題というのも現実の問題として出てくるということかと思えます。

なお、引き続き、当懇談会としても状況を注視していく必要があるということであろうかと思えます。

本日、皆様からいただきました御意見、様々な御指摘については、関係省庁等によってその政策に活用をいただければと思います。ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項があれば、お願いしたいと思います。

○消費者庁（吉田） 本日は、構成員の皆様におかれましては、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、リモート開催となりましたが、皆様の御協力により、円滑に進行ができました。ありがとうございました。

次回の開催につきましては、別途調整の上、事務局のほうから御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

○山本座長 それでは、これにて第18回「多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会」は終了とさせていただきます。私の不手際で時間を超過してしまいましたことを、おわび申し上げます。

本日も熱心な御議論をありがとうございました。

—了—